EDINET提出書類 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年 5 月27日

【発行者名】 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小松 薫夜

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング 【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】 笹倉 里奈

(連絡場所)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03-6736-2000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 JPMジャパン・ディスカバリー・ファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。 . 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年11月27日付で提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

. 【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)ファンドの目的及び基本的性格
- (八)基本的性格

(参考) 一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

< 訂正前 >

(略)

当ファンドを含むすべての商品分類および属性区分の定義については、 一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。 HPアドレス: http://www.toushin.or.jp/

<訂正後>

(略)

当ファンドを含むすべての商品分類および属性区分の定義については、 一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。 HPアドレス: https://www.toushin.or.jp/

(二)ファンドの特色

<訂正前>

(略)

銘柄の選定は、日本株式グロース戦略運用担当が行う企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ 方式で行います。

ポイント1 徹底した企業取材を基にした分析

(略)

* J.P.モルガン・アセット・マネジメントで日本株式グロース戦略の運用を担当するポートフォリオ・マネジャー、ならびに委託会社の株式運用本部に所属する他の運用チームおよび投資調査部所属のアナリストによる日本の株式についての企業取材件数の合計は、年間延べ約5,000件(2023年実績)です。

(以下略)

<訂正後>

(略)

銘柄の選定は、日本株式グロース戦略運用担当が行う企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ 方式で行います。

ポイント1 徹底した企業取材を基にした分析

(略)

* J.P.モルガン・アセット・マネジメントで日本株式グロース戦略の運用を担当するポートフォリオ・マネジャー、ならびに委託会社の株式運用本部に所属する他の運用チームおよび投資調査部所属のアナリストによる日本の株式についての企業取材件数の合計は、年間延べ約4,700件(2024年実績)です。

(以下略)

(3)ファンドの仕組み

<訂正前>

(略)

(ロ) 当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

当ファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

(略)

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、 運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金 の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

(八)委託会社の概況

資本金 2,218百万円(2024年9月末現在)

(略)

大株主の状況(2024年9月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(略)

(ロ)当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

当ファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書<u>(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面(以下「運用報告書(全体版)」といいます。)および同法同条第2項に規定する事項を記載した書面(以下「交付運用報告書」といいます。)をいいます。以下同じ。)の作成等を行います。</u>

(略)

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、 運用報告書<u>(全体版)</u>に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、 収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

(八)委託会社の概況

資本金 2,218百万円(2025年3月末現在)

(略)

大株主の状況(2025年3月末現在)

(以下略)

2【投資方針】

(3)運用体制

<訂正前>

EDINET提出書類

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当ファンドにかかる委託会社における運用体制は以下のとおりです。

(略)

株式運用本部の株式運用部には10名(2024年6月末現在)のポートフォリオ・マネジャーが所属してい ます。株式運用部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基 本方針を策定します。

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

< 訂正後 >

当ファンドにかかる委託会社における運用体制は以下のとおりです。

(略)

株式運用本部の株式運用部には9名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。株式運用部内 で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定しま す。

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

3【投資リスク】

(1)リスク要因

<訂正前>

(略)

LIBORの公表停止または利用できない場合のリスクおよび留意点

LIBOR (ロンドン銀行間取引金利)とは、英国ロンドンの銀行間市場において、参加する銀行が相互に 短期資金を借り入れる際の金利指標のことをいいます。英国金融行為規制機構 (FCA) は、LIBORの特定 のテナー(期間)と通貨が、特定の将来の日付においてその公表が停止されること、また、測定対象の 市場および経済の実態を示すものではなくなることを発表しています(この特定の将来の日付に関する 情報は、https://www.jpmorgan.com/disclosures/interbank offered rates(英文)に掲載されていま す)。FCAより発表された日程は変更される可能性があり、また、LIBORの運営機関や規制当局がLIBORの 算出、構成、特性のほか、算出対象の通貨および期間に影響を与える可能性のある措置を取る可能性も あります。そのような進展について常に情報を入手するために委託会社に問い合わせることを推奨しま す(後記「4 手数料等及び税金(1)申込手数料」の照会先までお問い合わせください)。現在、LIB ORに代わる新しい金利指標または代替金利指標を策定するため、業界において公的および民間の取り組 みが進行しています。しかし、そのような代替金利指標が、LIBORと類似するまたは同等の価値もしくは 経済的同等性をもたらすことや、公表が停止されたまたは利用が不可能となる以前のLIBORと同等の取引 量または流動性を有することは保証されません。これにより当ファンドの投資対象の一部または全部を 構成する当ファンドの特定のデリバティブ取引および他の金融商品または投資対象にかかる価格、流動 性または投資結果に影響を与える可能性があり、結果として反対売買および新しい取引の開始に関連し て費用が発生する可能性があります。これらのリスクは、他の銀行間取引金利(Euriborなど)や、ベン チマークとして扱われ、最近の規制改革の対象となっているその他のさまざまな指標、金利、価格に関 連する変更に関しても生じる可能性があります。

法律、税制および規制に関するリスク

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

法律、税制および規制に関するリスク

(以下略)

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1)リスク要因」末尾の 参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの基準価額·年間騰落率の推移>

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

2020年4月~2025年3月の5年間における、ファンドの基準価額(日次)と、 年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、 ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- ○基準価額は、供託報酬控除後です。
- ○ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月 末とみないます。設定から1年未満の時点では算出されません。
- ○代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合) は直前の営業日を月末とみなします。)
- ○ファンドと代表的な資産クラスとの年期騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年期騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較し たものです。
- ○ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株····TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ペース)

新興国株・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース) 日本国債・・NOMURA-BPI(国債)

先進国債・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) 新興国債・・JPモルガンGBIーエマージング・マーケッツ・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッ ツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東脳株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中 断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対して もJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。間インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・イ ンデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、米 ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の 権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社は、当該 インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。 FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで

す。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、説 選または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケッツ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エ ルエルシーに帰属しています。

EDINET提出書類 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

委託会社およびJPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(図略)

(2024年9月末現在)

(以下略)

<訂正後>

委託会社およびJPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(図略)

(2025年3月末現在)

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(3)信託報酬等

<訂正前>

(略)

' '				
		委託会社	販売会社	受託会社
-		年率0.88%	年率0.88%	年率0.11%
	信託報酬の	(税抜0.80%)	(税抜0.80%)	(税抜0.10%)
-	配分	投資判断、受託会社に対する	受益者の口座管理業務、収益	信託財産の記帳・保管・管理
	(純資産総額	指図等の運用業務、目論見	分配金・換金代金・償還金の	業務、委託会社からの指図の
-	に対し)	書、運用報告書等の開示資料	支払い業務、交付運用報告書	執行業務、信託財産の計算業
-		作成業務、基準価額の計算業		務 <u>、およびこれらに付随する</u>
-		務、およびこれらに付随する	境等の情報提供業務 <u>、および</u>	業務の対価
		業務の対価	これらに付随する業務の対価	

(以下略)

<訂正後>

(略)

	委託会社	販売会社	受託会社
 信託報酬の	年率0.88%	年率0.88%	年率0.11%
配分	(税抜0.80%)	(税抜0.80%)	(税抜0.10%)
(/ 大次 立 / 小克			信託財産の記帳・保管・管理
に対し)	指図等の運用業務、目論見 書、運用報告書等の開示資料	分配金・換金代金・償還金の 支払い業務、交付運用報告書	業務、委託会社からの指図の 執行業務、信託財産の計算業
,,	作成業務、基準価額の計算業	の交付業務、購入後の投資環	務 <u>等</u> の対価
	務 <u>等</u> の対価	境等の情報提供業務 <u>等</u> の対価	

(以下略)

(4)その他の手数料等

<訂正前>

(略)

- 2 監査費用*を信託財産で負担します。
 - * 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022%(税抜0.02%)を乗じて得た額

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(ただし、年間330万円(税抜300万円)を上限とします。) を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

<訂正後>

(略)

- 2 監査費用*を信託財産で負担します。
 - * 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022%(税抜0.02%)(上限)を乗じて得た額、または年間330万円(税抜300万円)のうちいずれか少ない額を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(5)課税上の取扱い

<訂正前>

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は<u>2024年9月</u> 末現在適用されるものです。

(略)

法人、個人別の課税の取扱について

(a)個人の受益者に対する課税

(略)

(二)少額投資非課税制度について

(略)

詳しくは販売会社にご確認ください。

上記は<u>2024年9月</u>末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。 (以下略)

<訂正後>

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は<u>2025年3月</u> 末現在適用されるものです。

(略)

法人、個人別の課税の取扱について

(a)個人の受益者に対する課税

(略)

(二)少額投資非課税制度について

(略)

詳しくは販売会社にご確認ください。

上記は<u>2025年3月</u>末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。 (以下略)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1)投資状況

(2025年3月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,249,452,150	98.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	45,391,828	1.06
合計(純資産総額)		4,294,843,978	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年3月31日現在)

						帳簿価額	帳簿価額	評価額	評価額	投資
順位	国/	種類	a 銘柄名	業種	株式数	単価	金額	単価	金額	比率
111111111111111111111111111111111111111	地域	12//	2411314	- スロ	1112422	(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	76,700	3,104.23	238,094,441	3,765.00	288,775,500	
2	日本	株式	楽天銀行	銀行業	27,900	3,418.41	95,373,639	6,434.00	179,508,600	4.18
3	日本	株式	IHI	機械	16,800	8,648.89	145,301,352	10,320.00	173,376,000	4.04
4	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	26,700	5,395.00	144,046,500	5,736.00	153,151,200	3.57
5	日本	株式	日本酸素ホールディングス	化学	31,600	4,918.90	155,437,240	4,514.00	142,642,400	3.32
6	日本	株式	任天堂	その他製品	14,000	8,123.84	113,733,760	10,110.00	141,540,000	3.30
7	日本	株式	日立製作所	電気機器	39,800	3,455.00	137,509,000	3,458.00	137,628,400	3.20
8	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	28,600	4,275.09	122,267,574	4,769.00	136,393,400	3.18
9	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,300	70,163.69	161,376,487	58,480.00	134,504,000	3.13
10	日本	株式	スズキ	輸送用機器	74,100	1,673.44	124,001,904	1,810.00	134,121,000	3.12
11	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	18,900	7,317.00	138,291,300	6,901.00	130,428,900	3.04
			パン・パシフィック・イン							
12	日本	株式	ターナショナルホールディン	小売業	31,000	3,705.00	114,855,000	4,089.00	126,759,000	2.95
			グス							
13	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・	銀行業	59,300	1,527.19	90,562,367	2,011.00	119,252,300	2 78
١٠			グループ	YKIJ X	33,300	1,027.10	30,302,307	2,011.00	119,202,000	2.70
14	日本	株式	HOYA	精密機器	6,500	20,750.00	134,875,000	16,780.00	109,070,000	2.54
15		株式		化学	14,200	6,490.14	92,160,068	6,473.00	91,916,600	2.14
16	日本	株式	テルモ	精密機器	32,200	2,727.09	87,812,298	2,797.00	90,063,400	2.10
17	日本	株式	三井住友フィナンシャルグ ループ	銀行業	23,700	3,573.48	84,691,476	3,795.00	89,941,500	2.09
18	日本	株式	セコム	サービス業	17,200	5,381.21	92,556,812	5,087.00	87,496,400	2.04
19	日本	株式	きんでん	建設業	25,000	3,136.67	78,416,750	3,350.00	83,750,000	1.95
20	日本	株式	カプコン	情報・通信業	21,700	3,388.47	73,529,799	3,664.00	79,508,800	1.85
21	日本	株式	セプン&アイ・ホールディン グス	小売業	35,100	2,146.13	75,329,163	2,163.00	75,921,300	1.77
22	日本	株式	DMG森精機	機械	24,900	3,322.95	82,741,582	2,892.50	72,023,250	1.68
23	日本	株式	コスモス薬品	小売業	9,400	7,177.33	67,466,902	7,518.00	70,669,200	1.65
24	日本	株式	MARUWA	ガラス・土石 製品	2,300	43,035.29	98,981,185	30,320.00	69,736,000	1.62
25	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	8,000	8,899.00	71,192,000	7,657.00	61,256,000	1.43
26	日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	39,900	1,790.33	71,434,167	1,527.50	60,947,250	1.42
27	日本	株式	 光通信	情報・通信業	1,400	37,178.03	52,049,247	38,550.00	53,970,000	_
28			ツムラ	医薬品	11,800	4,913.28	57,976,704	4,315.00	50,917,000	1.19
29	日本	株式	大和工業	鉄鋼	6,400	7,213.00	46,163,200	7,908.00	50,611,200	1.18
30			横浜ゴム	ゴム製品	14,700	3,322.00	48,833,400	3,442.00	50,597,400	1.18

			(2025年3月31日現任)
種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	1.95
		食料品	1.10
		化学	7.95
		医薬品	2.32
		ゴム製品	1.18
		ガラス・土石製品	2.20
		鉄鋼	1.18
		金属製品	3.18
		機械	7.77
		電気機器	16.56
		輸送用機器	4.15
		精密機器	6.05
		その他製品	5.19
		情報・通信業	7.34
		卸売業	3.71
		小売業	7.56
		銀行業	9.05
		証券、商品先物取引業	0.28
		保険業	3.57
		その他金融業	1.42
		不動産業	1.01
		サービス業	4.22
合計			98.94

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2025年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1 口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1 口当たり 純資産額 (円) (分配付)
12期	(2015年8月28日)	13,665	13,665	3.6175	3.6175
13期	(2016年8月29日)	8,695	8,695	3.4008	3.4008
14期	(2017年8月28日)	6,445	6,445	4.5356	4.5356
15期	(2018年8月28日)	6,376	6,376	5.3715	5.3715
16期	(2019年8月28日)	4,152	4,152	4.1469	4.1469
17期	(2020年8月28日)	3,725	3,725	4.6424	4.6424
18期	(2021年8月30日)	3,922	3,922	6.1648	6.1648
19期	(2022年8月29日)	3,613	3,613	5.9954	5.9954
20期	(2023年8月28日)	3,906	3,906	6.9070	6.9070
21期	(2024年8月28日)	4,453	4,453	8.2724	8.2724
	2024年 3 月末日	4,520	-	8.2367	-
	2024年 4 月末日	4,483	-	8.2057	-
	2024年 5 月末日	4,529	-	8.3593	-
	2024年 6 月末日	4,618	-	8.5915	-
	2024年7月末日	4,627	-	8.5877	-
	2024年 8 月末日	4,495	-	8.3484	-
	2024年 9 月末日	4,418	-	8.2389	-
	2024年10月末日	4,508	-	8.3943	-
	2024年11月末日	4,503	-	8.4037	-
	2024年12月末日	4,621	-	8.6921	-
	2025年1月末日	4,569	-	8.6261	-
	2025年 2 月末日	4,312	-	8.2422	
	2025年3月末日	4,294	-	8.2926	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000

21期	0.0000
22期 (中間期)	0.0000

収益率の推移

期	収益率(%)
12期	8.3
13期	6.0
14期	33.4
15期	18.4
16期	22.8
17期	11.9
18期	32.8
19期	2.7
20期	15.2
21期	19.8
22期(中間期)	0.4

⁽注)収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落)(以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(4)設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

一部の一年期間、一〇段とのより解析の失順なりのに当該的弁別的へのなければある。				
期	設定口数 (口)	解約口数(口)	残存口数 (口)	
12期	220,804,687	3,900,805,378	3,777,455,232	
13期	87,803,224	1,308,213,250	2,557,045,206	
14期	115,366,619	1,251,383,536	1,421,028,289	
15期	141,368,211	375,240,458	1,187,156,042	
16期	7,209,392	193,128,395	1,001,237,039	
17期	11,554,001	210,287,718	802,503,322	
18期	14,821,233	181,118,110	636,206,445	
19期	24,550,633	58,081,097	602,675,981	
20期	6,495,585	43,575,343	565,596,223	
21期	15,872,123	43,116,228	538,352,118	
22期 (中間期)	1,952,968	17,022,082	523,283,004	

⁽注)設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ (am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2025年 3 月31日	設定日	2003年 8 月29日
純資産総額	42億円	決算回数	年 1 回



分配の推移

期	年月	円
17期	2020年8月	0
18期	2021年8月	0
19期	2022年8月	0
20期	2023年8月	0
21期	2024年8月	0
	設定来累計	0

^{*}分配金は税引前1万口当たりの金額です。

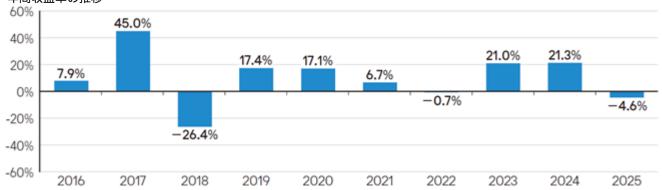
組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率。
1	ソニーグループ	電気機器	6.7%
2	楽天銀行	銀行業	4.2%
3	IHI	機械	4.0%
4	東京海上ホールディングス	保険業	3.6%
5	日本酸素ホールディングス	化学	3.3%
6	任天堂	その他製品	3.3%
7	日立製作所	電気機器	3.2%
8	三和ホールディングス	金属製品	3.2%
9	キーエンス	電気機器	3.1%
10	スズキ	輸送用機器	3.1%

業種別構成状況

業種	投資比率
電気機器	16.6%
銀行業	9.1%
化学	7.9%
機械	7.8%
小売業	7.6%
その他	49.9%

年間収益率の推移



- *年間収益率(%)=(年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額-1)×100
- *2025年の年間収益率は前年末営業日から2025年3月31日までのものです。
- *ベンチマークは設定していません。
- *当ページにおける「ファンド」は、JPMジャパン・ディスカバリー・ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

^{*}基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

EDINET提出書類 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第2【管理及び運営】

- 3【資産管理等の概要】
- (5)その他

運用報告書

<訂正前>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス: am. jpmorgan.com/jp

<訂正後>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。また、運用報告書(全体版)のすべての内容を委託会社のホームページに掲載することで、委託会社は運用報告書(全体版)にかかる情報を電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面による運用報告書(全体版)にかかる情報の提供の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス: am.jpmorgan.com/jp

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(2023年8月29日から2024年8月28日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

<訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関 する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(2023年8月29日から2024年8月28日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年8月29日から2025年2月28日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

【JPMジャパン・ディスカバリー・ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

資産の部 流動資産		
流動資産		
金銭信託	65,629,005	432,973
コール・ローン	-	47,332,432
株式	4,426,456,450	4,276,825,450
未収入金	17,237,103	61,878,857
未収配当金	6,320,450	6,355,600
未収利息	-	453
流動資産合計	4,515,643,008	4,392,825,765
	4,515,643,008	4,392,825,765
ー 負債の部		
流動負債		
未払金	16,922,060	36,068,694
未払解約金	3,099,230	900,618
未払受託者報酬	2,450,016	2,492,102
未払委託者報酬	39,200,131	39,873,597
その他未払費用	489,943	498,361
流動負債合計	62,161,380	79,833,372
	62,161,380	79,833,372
元本等		
元本	1 538,352,118	1 523,283,004
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	3,915,129,510	3,789,709,389
(分配準備積立金)	2,333,998,370	2,260,673,392
	4,453,481,628	4,312,992,393
—————————————————————————————————————	4,453,481,628	4,312,992,393
	4,515,643,008	4,392,825,765

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(羊瓜・川)
	前中間計算期間 (自 2023年 8 月29日 至 2024年 2 月28日)	当中間計算期間 (自 2024年 8 月29日 至 2025年 2 月28日)
営業収益		
受取配当金	40,238,213	36,755,420
受取利息	4	16,582
有価証券売買等損益	596,342,082	5,830,141
その他収益	15	19
営業収益合計	636,580,314	30,941,880
営業費用		
支払利息	19,955	-
受託者報酬	2,218,877	2,492,102
委託者報酬	35,502,167	39,873,597
その他費用	483,992	498,361
営業費用合計	38,224,991	42,864,060
営業利益又は営業損失()	598,355,323	11,922,180
経常利益又は経常損失()	598,355,323	11,922,180
中間純利益又は中間純損失()	598,355,323	11,922,180
ー部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	3,827,321	4,214,550
期首剰余金又は期首欠損金()	3,340,998,489	3,915,129,510
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,122,534	14,248,434
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	19,122,534	14,248,434
剰余金減少額又は欠損金増加額	87,879,472	123,531,825
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	87,879,472	123,531,825
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,866,769,553	3,789,709,389

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しておりま す。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品 取引所等における最終相場(外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相 場)で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引 所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最 終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引 所等における気配相場で評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参 考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は 使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した 価額で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認 定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合 理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が 合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2024年 8 月28日現在)	当中間計算期間末 (2025年 2 月28日現在)
1期首元本額	565,596,223円	538,352,118円
期中追加設定元本額	15,872,123円	1,952,968円
期中一部解約元本額	43,116,228円	17,022,082円
受益権の総数	538,352,118□	523,283,004□
1口当たりの純資産額	8.2724円	8.2422円
(1万口当たりの純資産額)	(82,724円)	(82,422円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末 (2024年 8 月28日現在)	当中間計算期間末 (2025年 2 月28日現在)
1.中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は前計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は当中 間計算期間末の時価で計上して いるため、その差額はありませ ん。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載します。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品 は、短期間で決済され、時間は帳簿価額と近似している帳簿価額を時価としております。	(2)有価証券以外の金融商品
3.金融商品の時価等に関 する事項についての補 足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(2025年3月31日現在)

種類	金額	単位
資産総額	4,359,568,185	円
負債総額	64,724,207	円
純資産総額(-)	4,294,843,978	円
発行済口数	517,914,565	П
1口当たり純資産額(/)	8.2926	円

第三部【委託会社等の情報】 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額(2024年9月末現在)

(略)

(略)

投資運用の意思決定機構

(イ)、(口)(略)

(注)前記(イ)および(ロ)の意思決定機構、組織名称等は、2024年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額(2025年3月末現在)

(略)

(略)

投資運用の意思決定機構

(イ)、(口)(略)

(注)前記(イ)および(ロ)の意思決定機構、組織名称等は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとと もに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委 託された資産の運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行ってい ます。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募 に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2025年3月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数の み。)。

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	44	808,300
公募単位型株式投資信託	-	-

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

公募追加型債券投資信託	-	•
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	72	5,077,006
総合計	116	5,885,306
親投資信託	41	-

(注)百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1.委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)の財務諸表について、PWC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。 なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日に名称を 変更し、PWC Japan有限責任監査法人となりました。

<訂正後>

1.委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。 また、第35期中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきPwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	第35期中間会計期間末
	(2024年9月30日)
 資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,322,609
前払費用	73,950
未収入金	694
未収委託者報酬	2,206,542
未収収益	2,115,068
その他	6,811_
流動資産合計	21,725,677
固定資産	
投資その他の資産	
関係会社株式	60,000
投資有価証券	721,785
敷金保証金	43,286
前払年金費用	247,151
繰延税金資産	1,361,352
その他	5,500
投資その他の資産合計	2,439,075
固定資産合計	2,439,075
資産合計	24,164,752

(単位:千円)

第35期中間会計期間末

		(2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		72,794
未払金		1,960,436
未払手数料		963,596
その他未払金	1	996,839
未払費用		471,384
未払法人税等		1,606,917
賞与引当金		2,129,564
役員賞与引当金		97,026
流動負債合計		6,338,123
固定負債		
長期未払金		228,394
賞与引当金		1,027,582
役員賞与引当金		200,594
固定負債合計		1,456,571
負債合計		7,794,695
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		1,000,000
資本剰余金合計		1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		13,118,380
利益剰余金合計		13,152,056
株主資本合計		16,370,056
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		0
評価・換算差額等合計		0
純資産合計		16,370,057
負債・純資産合計		24,164,752

(2)中間損益計算書

中間純利益

		(単位:千円)
		第35期中間会計期間
		(自2024年4月1日
		至2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		5,463,102
運用受託報酬		5,163,392
投資助言報酬		1,831,821
業務受託報酬		1,493,425
その他営業収益	_	165,316
営業収益合計		14,117,058
営業費用		
支払手数料		2,654,046
調査費		1,597,756
その他営業費用		274,597
営業費用合計		4,526,401
一般管理費	_	6,033,233
営業利益		3,557,423
営業外収益	1	13,204
営業外費用	2	28,212
経常利益		3,542,415
税引前中間純利益	_	3,542,415
法人税、住民税及び事業税	_	1,536,611
法人税等調整額		322,151
法人税等合計	_	1,214,460

2,327,955

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年) による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬: 当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託 の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬: 当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象 口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬: 当該報酬は、対象顧客との契約に基づき、提供する投資アドバイスに対する固定報酬または運用資産に対する一定割合として算定し、契約期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益:グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬:投資一任および投資助言に関する成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークやその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。いずれの報酬も、契約に基づき支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含まれていた投資助言報酬は、金額的重要性が 増したため、当事業年度より「投資助言報酬」として掲記することとしております。

(中間貸借対照表関係)

第35期中間会計期間末 (2024年9月30日)

1 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の うえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債 の「その他未払金」に含めて表示しておりま す。

(中間損益計算書関係)

第35期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1 営業外収益のうち主要なもの

雑益 13,204千円

2 営業外費用のうち主要なもの

為替差損 20,726千円

(リース取引関係)

第35期中間会計期間末 (2024年 9 月30日)	:
オペレーティング・リース取引の	うち解約不能
のものに係る未経過リース料は以下	のとおりであ
ります。	
1年以内	1,656千円
_1 年超	1,518千円
合計	3,174千円

(金融商品関係)

第35期中間会計期間末(2024年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
長期未払金	228,394	228,394	-
負債計	228,394	228,394	-

(注1)時価と中間貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

(注2)市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券(合同会社出資金)については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券(合同会社出資金)	721,774

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用すること により、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つの レベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時 価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定 した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま す。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	-	228,394	-	228,394
負債計	-	228,394	-	228,394

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り 引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によってお ります。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間末(2024年9月30日)

1. 関係会社株式

関係会社株式(中間貸借対照表計上額 60.000千円)については市場価格のない株式等と認められるも のであることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

投資有価証券(合同会社出資金)(中間貸借対照表計上額 721,774千円)については市場価格のない株 式等と認められるものであることから、記載しておりません。

[「]長期未払金」

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	5,463,102	5,163,392	452,442	1,493,425	165,316	12,737,679
成功報酬	-	-	1,379,378	1	1	1,379,378
合計	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.サービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,463,102	5,163,392	1,831,821	1,493,425	165,316	14,117,058

2.地域ごとの情報

営業収益 (単位:千円)

日本	英国	その他	合計
8,265,082	1,773,591	4,078,384	14,117,058

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

	_	
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,762,458	資産運用業

(1株当たり情報)

第35期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1株当たり純資産額

290,945.65円

1株当たり中間純利益金額

41,374.83円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益 2,327,955千円 普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る中間純利益

2,327,955千円

普通株式の期中平均株式数

56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

- 2【関係業務の概要】
- (2)販売会社

<訂正前>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金*・償還金の支払等を行います。

* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

<訂正後>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書<u>(全体版)</u>に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金*・償還金の支払等を行います。

* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限ります。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年5月2日

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 鶴田光夫

業務執行社員 指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 髙見昂平

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMジャパン・ディスカバリー・ファンドの2024年8月29日から2025年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMジャパン・ディスカバリー・ファンドの2025年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年8月29日から2025年2月28日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監 査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手 続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基 づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(E06264)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

<u>次へ</u>

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年12月5日

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 鶴田光夫

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 業務執行社員

髙見昂平

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状 況」に掲げられているJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの 第35期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸 借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準 拠して、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了す る中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認 める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監 査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上 の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切である かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関す る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投 資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立 場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監 査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手 続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基 づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。